

# インド商工省が特許法規則改正案(2018)を公表

2018年12月11日  
JETRO ニューデリー

インド商工省産業政策推進局(DIPP)は、2018年12月4日付インド特許法規則改正案(2018)を公表した(12月10日にHP掲載<sup>1</sup>)。本改正案は、インドにおける早期審査対象案件の拡充等を目的とする改正であり、日印特許審査ハイウェイ(PPH)の合意に基づいて申請された案件も対象化とする点が本規則改正案に盛り込まれている。本改正案に対する意見および提案等のパブリックコメントは2019年1月4日までに商工省へ送付することができる。

## ～主な規則改正(案)の概要～

### 1. 早期審査請求の定義変更(特許規則 24C)

出願人が以下に該当する特許出願は早期審査の対象となる。(下線部の規定を追加)

- (a) インド特許庁を国際調査機関又は国際予備調査機関に指定している場合
- (b) スタートアップ企業の場合
- (c) 特許規則第2条(fa)に定義される小規模団体(small entity)の場合
- (d) 出願人に一人でも女性が含まれている場合(自然人による出願に限る)
- (e) 特許法第2条(1)(h)に定義される「政府系企業」の場合
- (f) インド特許庁と他国特許庁との合意に従って国際出願を処理するための資格を有する場合

※上記(f)に基づいて提出された特許出願の特許性は当該法の関連規定に従うものとする。

### 2. 特許付与前異議申立の審査主体に関する変更(特許規則 55)

以下に関する規定が追加。

- 特許付与前異議申立がなされた場合、長官は2名のメンバーからなる合議体(bench)を構成するように命令し、その合議体が出願と異議申立を合わせて処理しなければならない。
- 合議体(bench)のメンバーの意見の相違がある場合は、第3のメンバーを指名して多数決により最終的な判断を行う。(特許規則第55(2A))
- 本合議体は特許規則第55(3)及び(5)(異議申立時の拒絶理由の通知)についても行うことができる。

### 3. 国際出願の電子化(特許規則 18)

以下に関する規定が追加

- 国際出願に関して、スキャンコピーを含むすべての書類を正式認証された電送によって提出しなければならない。
- ただし、原文で提出する必要がある場合、15日以内に提出する必要がある。提出されなかった場合そのような書類は提出されなかったものとみなされる。

### 4. その他

- 規則改正に伴う料金表の追加(PCT出願送信手数料・WIPODASへの証明書提出手数料)  
→いずれも無料
- 特許規則第24C(c)～(f)新設に伴うForm記載事項の追加(Form18A, Form28)

以上

<sup>1</sup> <https://dipp.gov.in/whats-new/draft-patent-rules-2018>